第百十七条第一項第十四号中「又は」を「若しくは」に、「デリバティブ取引若しくはその」を「デリバティブ取引又はこれらの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の二　有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引（以下この号において「売買等」という。）又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、当該有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をすることを勧めて勧誘する行為（前号に掲げる行為を除く。）

第百十七条第一項第十五号中「法第百六十六条第二項第一号イ」の下に「又は第九号ロ」を加える。

第百二十五条の二第一項第三号ハ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

第百八十三条第一項中「金融商品取引業者は、」の下に「別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「定めるものは、」の下に「別紙様式第十五号の二又は」を加える。

第二百三十一条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に、「デリバティブ取引若しくはその」を「デリバティブ取引又はこれらの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引（以下この号において「売買等」という。）又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、当該有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をすることを勧めて勧誘する行為（前号に掲げる行為を除く。）

第二百七十五条第一項第十一号中「限る。」「という。」及び「除く。」の下に「次号において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（以下この号において有価証券の売買又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二条第二十一項第五号に掲げる取引を総称して「売買等」という。）の委託の媒介につき、当該有価証券の発行者の法第二十七条の二十二第一項に規定する公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施又は中止の決定に係る情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をすることを勧めて勧誘する行為（前号に掲げる行為を除く。）

第二百七十五条の二第一項第三号ハ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

別紙様式第十二号1㈤中⑥を⑧とし、同様式1㈤⑤の次に次のように加える。

⑥

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 口 （　）	円	

				円 口 （　）		円	
				円 口 （　）		うち適格機関投資家向け	本
合計額							

（注意事項）

1　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「出資対象事業持分の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、出資者が適格機関投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

2　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、当該ファンドの計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑦

出資対象事業持分の名称						
出資対象事業の内容						
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計	
	うち個人		うち個人			
	名	名	名	名	名	
出資形態						
募集・私募の別						

募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券一覧表

募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の状況